経済産業省

資料7

大手電力における不祥事事案に係る対応の検討状況について

２０２３年６月２７日

資源エネルギー庁

本日の議論

- 一連の情報漏洩、不正閲覧事案を踏まえ、４月２７日の本小委員会以降、本件に係る業務改善命令、業務改善勧告、業務改善指導又は要請の対象となった事業者から、業務改善計画を受領し、フォローアップを行うなど、状況に進展のあったところ。
- 本日は、こうした状況の進展について、特に監視委が中心に対応している内容について、御報告させていただく。

経済産業省におけるこれまでの対応①

（１）送配電システム閲覧事案

12/27　監視委から、関西電力・関西電力送配電に対する報告徴収

1/13　監視委から、一般送配電事業者、旧一電小売電気事業者に対する、情報管理体制等の緊急点検の指示

監視委において、事業者からの情報漏洩事案の報告を受け、報告徴収・立入検査等

2/10　経済産業省から、情報漏えい等の不適切事案を踏まえ、各一般送配電事業者に対し、事業の中立性・信頼性を確保するため、所要の措置をとるよう緊急指示

3/31　監視委から経済産業大臣に対し、関西電力送配電、関西電力、九州電力送配電、九州電力、中国電力NW（関係５社）への業務改善命令を勧告

4/3　経済産業省から関係５社に対し、業務改善命令に係る弁明の機会の付与の通知

4/3　経済産業省において、関係５社に対する補助金交付等停止措置及び指名停止等措置を実施

4/17　経済産業省から、関係５社に対し、業務改善命令、その他漏洩が確認された社については業務改善勧告・指導等を実施

4/28　経済産業大臣から、「小売電気事業の健全な競争を実現するため対策の検討」について検討指示

5/12　関係５社が業務改善計画を提出

6/6、15,16、20　監視委及び事務局が、各社社長から内部統制の強化に関する取組状況のヒアリングを実施

経済産業省におけるこれまでの対応②

（２）再エネ特措法関係事案

2/10,14, 2/16,3/6　経済産業省から、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者に対して、再エネ特措法に係る情報管理に関して、再エネ特措法に基づく報告徴収

3/15　監視委に対して意見聴取を実施

4/17　経済産業省から、全ての一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対し、、内部統制の抜本的強化や、事案の内容及び発生原因の調査、対応策の公表等を指示
再生可能エネルギー業務管理システムの運用のあり方に関する検討会を開催**（第２回：5/29）**

（３）関西電力における法令等遵守

1/16　経済産業省から関西電力に対して、法令等遵守体制の整備状況、本事案が発生した原因及びそれを踏まえた改善策や、法令等遵守の観点から懸念がある他の事案について報告徴収

2/21　経済産業省から関西電力に対し、法令等遵守体制や適正な競争環境の確保等の観点から、これらの取組の強化等の緊急指示

4/28　小売電気事業の健全な競争を実現するための対応を指示

（４）カルテル事案

3/30　経済産業省から関西電力、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対し、小売電気事業の健全性確保の観点から、法令等遵守のための指示
監視委から関西電力、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジー対して報告徴収

4/3　経済産業省において、関西電力、中部電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーに対する補助金交付等停止措置及び指名停止等措置を実施

4/28　経済産業大臣から、「小売電気事業の健全な競争を実現するため対策の検討」について検討指示（再掲）

6/19　関西電力、中部電力ミライズ、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーへの業務改善命令を勧告

業務改善計画のフォローアップと大臣指示を踏まえた検討

- 一連の情報漏洩、不正閲覧事案を踏まえ、**４月１７日付けで、漏洩が確認された各事業者に対し、業務改善計画の提出等を含む業務改善命令等を実施**。これを受け、**５月１２日までに、各社から業務改善計画が提出**された。
- 各社の業務改善計画については、**監視委（制度設計専門会合等）において、その内容（内部統制・監視体制の強化、システムの物理分離等）のフォローアップを実施**し、必要に応じて、制度的な検討を進めているところ。
- また、４月２８日に西村経済産業大臣から、省内関係部局（エネ庁、監視委）に対し、一連の不適切事案を踏まえた、**「小売電気事業の健全な競争を実現するため対策の検討」について、指示があったところ**。

（参考）小売電気事業の健全な競争を実現するための対策の検討について

- 今般の不祥事事案等を踏まえ、2023年4月28日に経済産業大臣から事務方に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対策として、後掲の３項目について、検討の指示があった。

１．一般送配電事業者が保有する非公開情報へのアクセス遮断を徹底する制度・仕組みの構築

（１）託送情報に係る情報システムの物理分割、アクセスログ確認の徹底
（２）内部統制の抜本的強化の仕組み、外部監視の仕組みの導入・強化
（３）更なる行政命令、罰則を含めた履行確保のための制度の構築

２．内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築

（１）旧一般電気事業者の電源の内外無差別な卸取引を強化
（２）（１）を通じた、短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築

３.魅力的で安定的な料金、サービス等の選択を可能とする事業競争環境の整備

（１）料金、サービス、電源調達を巡るリスクなど、消費者の適切な選択を可能とする、既存制度の見直しと仕組みの構築
（２）各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る魅力的かつ安定的な小売電気事業者の創出

各社の物理分割の方針について

制度設計専門会合（第85回）
（23/5/22）資料３－１　抜粋

●前回会合において、データ管理の厳格性をより高める観点からは、最終的に、ネットワークレベルの共用の解消を見据えての検討を開始することが望ましいものの、速やかな情報システムの共用の解消（物理分割）を目指す上では、**ハードウェアレベルの共用の解消を目指すことが妥当と整理したところ**。

●今回、５月12日付けで各社より提出された改善計画によると、**情報システムの共用状態の解消（物理分割）方針として、ハードウェアレベルの共用の解消を目指す方向性を明記した事業者については、妥当な対応と考えられるのではないか。**一方、**当該方針が具体的に明記されていない一部の事業者**については、**必要な対応が計画されているか、今後、事務局にて確認を行う**こととしたい。

【各社から提出された物理分割の方針】

	方針
北海道	（原則、託送情報システムなどについて仮想化技術による分割を措置済みの中、）システム間の連係があるものについて**2024年度上期中**に連係を停止。
東北	**ハードウェア分割**を基本として検討を進める。現時点の計画では**2029年１月運用開始**。
東京	原則、託送情報システムなどについて仮想化技術による分割を措置済み。
中部	**ハードウェアレベル**で当社用とミライズ用に分ける分割方式を採用。**2028年１月運用開始**。
北陸	**ハードウェアレベル**で分割。**2028年３月にデータ削除等完了**。
関西	関西電力と共用している情報システムや周辺機能を、**関西電力独自の情報システムに移管**。2027年５月に新システムの運用を開始し、**2028年２月まで**にデータ移行を完了。
中国	論理分割のシステム（既に仮想化技術による分割を措置しているシステムを除く）について、**2026年６月を目途**に、**ハードウェアレベル**で共用を解消。
四国	既に仮想化技術による分割を措置しているシステムを含め、**今後３年以内**での**ハードウェアレベルの物理分割への移行**を目指す。
九州	（原則、託送情報システムなどについて仮想化技術による分割を措置済みの中、）現在、論理分割となっている２システムの**物理分割※については、今後計画やスケジュールの詳細化を行い、2026年３月までに実施**。　※**ソフトウェアレベルの共用の解消を含む。ハードウェアレベルの共用の解消は、仮想化技術に関する今後の議論結果を踏まえて適切に対応**。
沖縄	**2030年度にかけて**、営業システムの共用状態の解消に取り組んでいく。　※ヒアリングの結果、システムの分割方法（ハードウェア、又は仮想）については、現在検討中。

内部統制体制の抜本的強化策の実施例（１／２）

制度設計専門会合（第85回）
（23/5/22）資料３－１　抜粋

- 内部統制の強化における各観点について、各事業者の改善計画において見られた効果的・特徴的とみられる強化策は以下のような例が挙げられる。

	実施例
統制環境	• 社長・経営層による文書、動画、直接対話を通じた従業員へのメッセージ発信（処分等対象事業者全社） • 社外取締役を主査とする行為規制特別会議をコンプライアンス委員会の下に新設（九州電力）
リスク評価	• リスクの洗い出しと対策実施状況について、品質改革推進室が各業務のリスク管理責任者、本社・支社の所属長、担当者等の階層ごとにインタビューを実施し、リスクの認識度やリスク対策の浸透度、行為規制への対応の理解度確認を実施（中部電力PG）
統制措置	• 社内規程・マニュアル等5,227件及び委託先向け業務マニュアル・手順書等1,689件について、行為規制に係る不適切記載の是正・確認を実施（関西電力） • 非常災害対応時、災害等発生の都度ID・パスワードを発行するシステム改修等を完了（四国電力送配電、九州電力送配電）
情報と伝達 ITガバナンス	• 小売用端末における送配用ID・PWでのログインを不可とするシステム起動アプリの分割（中部電力PG・中部電力MZ） • NWシステムへの小売部門のシステムにおける通信遮断措置を実施（九州電力）
モニタリング	• アクセスログ解析のタイムリーな実施（常時監視を含む）、システム化（関西電力送配電、中部電力PG、四国電力送配電、九州電力送配電） • ITツールを利用して、システム改修の運用開始後に情報遮断不備が発生していないことを自動的に検出する仕組みを構築（中部電力MZ）

内部統制体制の抜本的強化策の実施例（２／２）

制度設計専門会合（第85回）
（23/5/22）資料３－１　抜粋

- また、処分等を受けた事業者においては、いずれもスリーディフェンスラインを意識した各部門の位置付けや役割・責任の明確化を行うと共に、社外の有識者・専門家が業務遂行に関する助言や業務・システム監査を実施するフローの設定及び当該有識者等が参画する委員会の設置等を実施し、**統制環境確保**のための体系的な内部統制体制の構築を図ることとしている。

- 加えて、リスク情報の洗い出しや行為規制についてリスク度判定における位置付けの具体化といった**リスク評価**の観点、従業員や委託先への教育・研修の拡充（とりわけ、人事異動後の研修の徹底や、関係小売電気事業者に求められる留意事項を整理した研修の実施）等の**統制措置**の観点、ID・パスワード管理の徹底等の**ITガバナンス**の観点、及び、一般送配電事業者における定期的なアクセスログの解析を行う等の**モニタリング**の観点からの取組みについても、程度に差はあるものの、各社の改善計画において言及がなされている。

- こうした取組自体は評価できる一方で、**かかる体制の構築や見直しが、法令遵守のための統制環境の充実ひいては現場の従業員等の法令遵守意識の徹底に寄与するためには、その十分性・実効性が担保されることが重要**であり、**事務局においても、集中改善期間におけるモニタリング（次頁参照）を通じて、具体的内容や実際の業務において機能しているか等についてフォローアップしていく予定**。

送配電網協議会における業界大での内部統制の強化に係る取組

- 内部統制の強化については、各社における取組に加えて、**外部からの視点を活用した底上げや、取組状況のチェックという観点も必要**。こうした取組の一つとして、業界団体を通じた外部視点による横断的な取組も有用。
- 送配電網協議会において、**まずは今年度、相互チェック（ピアレビュー）の実施**に向け、同協議会の「送配電コンプライアンス委員会」において検討中。
- その上で、単に横比較で終わるのではなく、こうしたレビューの成果を通じて、**あるべき高いレベルでの内部統制のあり方を、業界大で追求することが重要**。

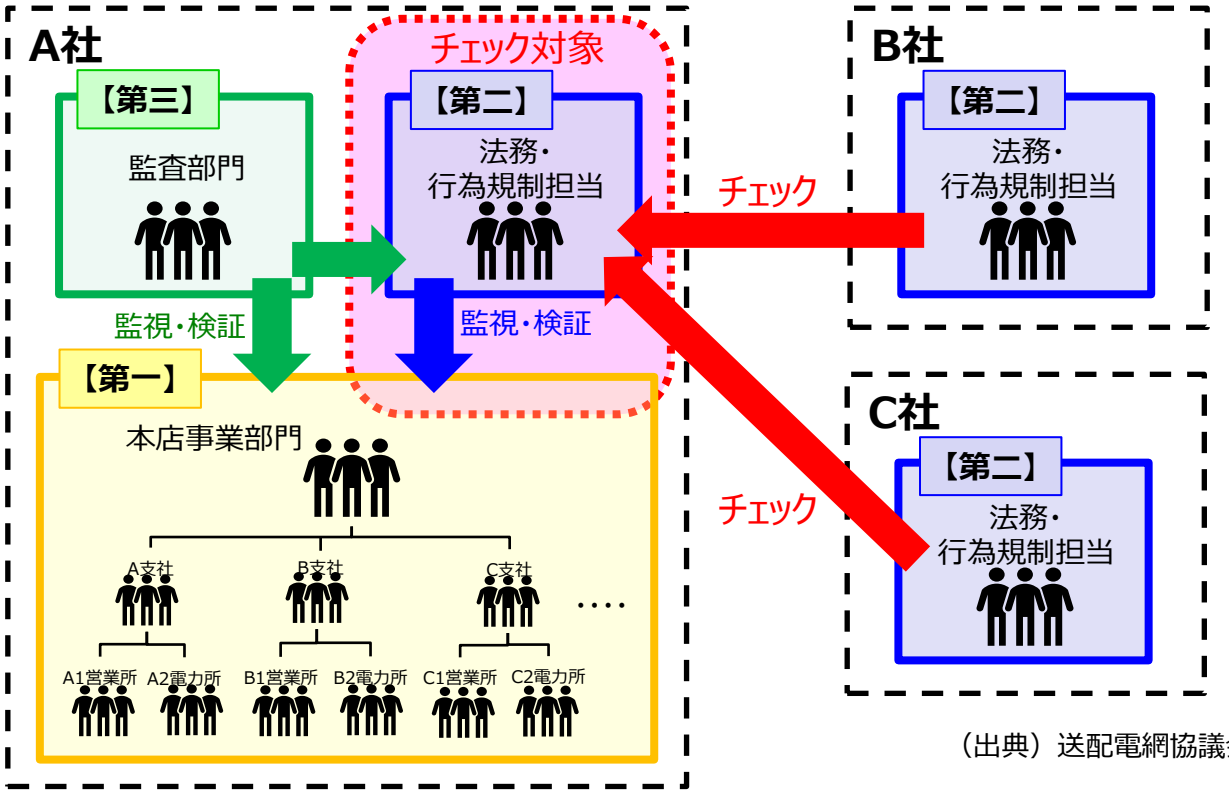

（出典）送配電網協議会提供

内部統制の強化に係るモニタリングの実施

- 特に、内部統制の抜本的強化に係る取組については、各事業者における取組が重要であるところ、監視委においてもモニタリングを実施しており、**今後１年間を集中改善期間として、①実地確認の実施、②委員会による面談・意見交換、③委員会事務局による対面・オンラインのヒアリングを予定**している。
- 各事業者から、５月１２日に業務改善計画が提出されたことを受け、業務改善計画に記載されている内部統制の強化策が十分か、実効性を伴ったものか、などを確認するため、**監視委において、事業者からのヒアリングを６月６日、６月１５日、６月１６日、２０日に実施したところ**。

対象事業者	実施者	日時（方式）
命令対象事業者	委員長 委員 事務局	令和5年6月6日 （対面）
勧告対象事業者	委員長 委員 事務局	令和5年6月15日及び16日 （委員長・事務局は対面、委員はオンライン）
指導対象事業者	事務局	令和5年6月20日 （対面）

内部統制の強化に係るモニタリングについて

制度設計専門会合（第85回）
（23/5/22）資料３－１　抜粋

- 前回会合において、処分等の対象となった事業者における内部統制の抜本的強化に係る取組については、委員会においてモニタリングを実施することとし、その一環として、委員会による面談・意見交換を実施することとしたところ。
- これを踏まえ、まずは命令対象の事業者（一般送配電事業者及び関係小売電気事業者）を対象として、本年６月６日、委員会（委員長・委員）による面談・意見交換を実施予定。
- また、上記面談・意見交換の実施後、勧告対象の事業者及び指導対象の事業者についても、随時委員長又は事務局長との面談・意見交換を実施予定。
- その後は各事業者について、実地確認やヒアリング等を通じて、提出のあった内部統制体制の実効性についてモニタリングをしていく予定。
- なお、要請対象の事業者においても、内部統制体制の確認を要請しているところ、同日付で当該確認結果が報告されていることから、必要に応じ、事務局（総合監査室等）においてヒアリングや意見交換を実施予定。

内部統制の強化に係るモニタリングの手法

制度設計専門会合（第85回）
（23/5/22）資料３－１　抜粋

- 内部統制の抜本的強化に係る取組については、各事業者における取組が基本となるが、今般処分等の対象となった事業者における取組について、委員会においてモニタリングを実施することとしてはどうか。
- 具体的には、今後１年間を集中改善期間とし、その間、以下のような方法で実施することとしてはどうか（期間中のモニタリング等の頻度は処分の軽重に応じたものとする。）。
  - 実地確認の実施
  - 委員会による面談・意見交換
  - 委員会事務局による対面・オンラインのヒアリング
- また、集中改善期間の最後には、ヒアリングや実地確認において確認した状況を踏まえ、委員会が取組状況を点数化して評価し、その後は１年に１度程度を目安として（ただし、当該評価に応じた頻度とする。）、進捗を確認することとしてはどうか。
- なお、今般処分等の対象となっていない事業者においても、要請した内部統制体制の確認の状況につき、協議・フォローアップを実施予定。

今後の予定

- 現在、監視委において行っているフォローアップや大臣指示を受けた検討を通じて、制度的に対応が必要とされた部分については、必要に応じて、監視委からエネ庁に、制度措置に係る勧告がなされる見込み。
- 今後、監視委からの勧告も踏まえ、小売電気事業の健全な競争を実現するための対策について取りまとめの議論を予定。